

社外取締役の独立性基準について

株式会社マネーフォワード

1. 当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断します。
 - (1) 本人が、当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（※1）ではなく、同時に就任前10年以内に業務執行者であったことがないこと。
 - (2) 本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (ア) 当社グループを主要な取引先とする者（※2）またはその業務執行者
 - (イ) 当社グループの主要な取引先（※3）またはその業務執行者
 - (ウ) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
 - (エ) 当社グループから、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
 - (オ) 当社グループから、多額（※4）の寄付または助成を受けている団体の業務を執行する者
 - (カ) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (3) 本人が、上記(1)(2)の各項目に該当する者の配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 社外取締役は、本基準に定める独立性を退任するまで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、すみやかに当社に通知するものとします。

注記

- ※1. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行を行う取締役、執行役、執行役員ならびにそれらに準ずる者をいいます。
- ※2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - (ア) 当社グループに対して商品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう、以下同様とする）であって、直前事業年度における当社への当該取引先グループの取引額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの連結売上高または総収入金額の2%を超える者。
 - (イ) 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社の当該取引先グループへの負債総額が1,000万円以上でかつ当該取引先グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
- ※3. 当社グループの主要な取引先とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - (ア) 当社グループが商品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社の当該取引先グループへの取引額が1,000万円以上でかつ当社の連結売上高の2%を超える者。
 - (イ) 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社への当該取引先グループの負債総額が1,000万円以上でかつ当社の当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
 - (ウ) 当社が借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう）であって、直前事業年度末における当社の当該金融機関グループからの借入金総額が当社の当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。
- ※4. 多額とは、当社の過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額をいいます。

以上